

### プランH-3 ～合祀室改葬等許可制度（以下、A制度）のみを申請する場合の手続きの流れ～

< 環境衛生課（庁舎6階）とのやり取り >

① 本事業の申請書類を環境衛生課（庁舎6階）に提出する。

【書類】 A 3号使用許可申請書／誓約書／使用者の戸籍謄本 ※墓所返還（生前）<配偶者分申請>に限る  
墓所使用許可証の写し

【摘要】 \* 墓所に埋蔵されている焼骨の改葬先として、墓地公園の樹林墓地等（以下、園内改葬）や墓地公園外の霊園を検討している場合は、事前に改葬先の許可証（権利書）の取得が必要。  
\* 墓地公園の樹林墓地への改葬を希望の場合、事前に特別枠の手続きが必要。



② 申請の翌月許可日に、合葬式墓地（直接埋蔵）使用許可証等を受け取る。

【書類】 A 合葬式墓地（直接埋蔵）使用許可証 ※墓所返還（改葬）は1通、墓所返還（生前）は人数分を交付  
改葬許可申請書 ※改葬骨人数分を交付、市民課（庁舎1階）で、改葬許可証を取得する際に必要  
使用料納付書 ※墓所返還（生前）に限る／埋蔵・収蔵・改葬届 ※改葬骨人数分を交付  
撤去工事開始届／撤去工事完了届／返還届



< 墓地公園管理事務所とのやり取り >

③ 墓地公園管理事務所、墓石撤去工事の開始届、ご遺骨（墓所に埋蔵されているもの）の埋蔵（改葬）届を行う。

【書類】 A 撤去工事開始届  
墓所使用許可証／返還届  
合葬式墓地（直接埋蔵）使用許可証 ※墓所返還（改葬）に限る  
上記以外の改葬先の権利書／上記以外の改葬先の使用料領収書（園内改葬に限る）  
改葬許可証 ※改葬骨人数分／埋蔵・収蔵・改葬届 ※改葬骨人数分

【摘要】 \* 本手続き前に、庁舎1階の市民課で、改葬許可証の取得手続きが別途必要。  
\* 墓石撤去工事の3日前に届け出を行うこと。（工事は、土日祝日やお盆等ではできません。）

④ 墓地公園複合霊堂に、園内改葬するご遺骨（墓所に埋蔵されているもの）を持ち込む。 ～墓石撤去開始日～  
※ A制度の墓所返還（改葬）及び、園内改葬者（樹林墓地など）に限る。

【摘要】 \* 原則、この時初めて持ち込む骨壺数が確定する。  
\* 合葬式墓地（直接埋蔵）に改葬の場合は、通常墓所（1区画3.0平米）は骨壺8体以内に、小型墓所（1区画1.5平米）は骨壺4体以内に整理した上で、墓地公園複合霊堂に持ち込む。  
\* 園内の樹林墓地に改葬の場合は、事前に交付を受けた使用許可証の枚数以下になるよう骨壺を整理した上で、墓地公園複合霊堂に持ち込む。  
\* 改葬先が園内の合葬式墓地や樹林墓地の場合は、原則、翌月初旬に共同埋蔵される。

⑤ 墓地公園管理事務所、墓石撤去工事の完了届を行う。 ～墓石撤去完了日～

【書類】 A 撤去工事完了届

⑥ 墓地公園管理事務所の職員立ち会いの元、墓石撤去工事の検査を受ける。 ～墓石撤去検査日～

【摘要】 \* 墓所の原状回復の検査（カロート内の確認含む）を行う。  
\* A制度の墓所返還（改葬）及び、園内改葬者（樹林墓地など）は、この際、改葬先の使用許可証（裏面記入）の返却を受ける。  
\* この時点で、③で提出した墓所の返還届が正式に受理される。=墓所の返還が完了